長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年3月2日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

福祉医療費の支給対象を拡大するとともに、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の制定により条文の整備を行うもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第30号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「乳幼児、」の次に「こども、」を加える。

第2条第1項第4号中「長崎県特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年。以下「治療研究事業」という。)第3に定める対象疾患で、特定疾患医療費受給者証」を「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)第5条第1項に定める指定難病で、同法第7条第4項に定める医療受給者証」に改め、同条中第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項中「乳幼児」の次に「又はこども」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「こども」とは、中学校就学の始期に達するまでの者で、乳幼児を 除いたものをいう。

第3条第1号中「乳幼児、」の次に「こども、」を加える。

第4条第1項第2号中「乳幼児」の次に「及びこども」を加える。

第5条第2号中「治療研究事業第3」を「難病法第5条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号及び第 5条第2号の改正規定は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 改正後の長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第1項第4号及び第5条第2号の規定は、この条例の適用日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。